

きれいなまち・萩美化推進制度設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市内の道路、公園、河川等の美化及び保全等のため、市民が親代わりとなって、ボランティアで管理し、地域美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が一体となった地域活動を推進することを目的とする。

(届出)

第2条 親代わりになろうとする者は、自ら管理区域及び活動計画等を定め、市長にきれいなまち・萩美化推進制度申込書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(合意及び認定)

第3条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、別に定める認定基準に基づき内容を審査し、適当と認められるときは、当該申込書を提出した者（以下「申込者」という。）と合意書（別記第2号様式）を取り交わすものとする。

2 市長は、合意書が取り交わされたときは、申込者に対し認定証を交付するものとする。

(親代わりの役割分担)

第4条 前条第2項の認定証の交付を受けた者（以下「認定者」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 管理区域内の空き缶及び吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 管理区域内の草刈り、緑化
- (3) 情報の提供（遊具などの破損のときの連絡）
- (4) その他必要な活動

2 認定者は、定期的きれいなまち・萩美化推進制度活動実績報告書（別記第3号様式）を、市長に提出しなければならない

(市の役割分担)

第5条 市は、予算の範囲内で、活動に対し次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 清掃に必要なごみ袋の支給
- (2) ボランティア活動保険への加入

(表彰)

第6条 市長は、活動が特に優れていると認められる場合は、当該団体又は個人を表彰することができる。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定者より提出された活動実績報告書に基づき審査を行い、認定基準に適合しないと判断される場合は、認定者の取消しができるものとする。

2 認定者は、認定証の交付後に認定を辞退するときは、市長にその旨を申し出なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に、合併前のきれいなまち・萩美化推進制度設置要綱（平成12年萩市）の規定によりなされた手続その他の行為は、この各自の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。